

**YANMAR**

ヤンマーグループの
役員・従業員・退職者の皆さまへ



MyChoice
ヤンマー団体保険<マイチョイス>

Ver.2026

スケールメリットを活かした
割引率が適用されます！

今年度補償内容および保険料の一部改定を実施いたします。病気とケガの補償（医療保険）の補償を拡充しておりますので、この機会にぜひご加入をご検討ください。詳細は別紙「My Choice改定のご案内」をご確認ください。

本パンフレットには、別冊「保険の概要、重要事項のご説明」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。紙面でパンフレットをご覧の方につきましては、別冊「保険の概要、重要事項のご説明」の確認方法を本パンフレットの裏表紙に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、本パンフレットおよび別冊「保険の概要、重要事項のご説明」は、保険期間終了まで必ず**1年間保存**してください。中途加入もできます（一部例外あり）。※詳細は、代理店・扱者までお問い合わせください。

代理店・扱者：ヤンマー保険サービス株式会社

団体（保険契約者）：ヤンマーホールディングス株式会社

この保険はヤンマーホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者から加入をご案内しています。
ヤンマーグループとは、ヤンマーホールディングス株式会社およびそのグループ会社をいいます。

基本セット
ケガのみの補償（傷害保険）

P.8

基本セット
病気とケガの補償（医療保険）

P.10

医療オプション
がん診断プラン

P.11

医療オプション
親孝行プラン

P.12

共通オプション

P.14

短期給与補償保険

P.16

ゴルファー向け保険

P.17

ヤンマーグループの皆さまへ



ごあいさつ

ヤンマーグループでは、福利厚生制度の一環として永年に亘り、各種団体保険を自助努力支援として採用しております。ヤンマー団体保険制度『My Choice』はグループ社員の皆さまが日々安心して働けるように設計した、グループで運営する「会社の会社による社員と家族のための保険制度」です。

ヤンマーグループのスケールメリットを活かして団体割引が適用され、かつ簡単な手続きで加入・給与天引きできる、グループ全体で支える判りやすい保険制度となっています。

この団体保険制度の設計・募集、そして万一のケガ・病気や事故の場合の対応は、ヤンマーグループの保険代理店であるヤンマー保険サービス株式会社が担っています。

皆さまとご家族の安全・安心で、より充実したライフプラン実現のために、是非この機会でのご加入をお勧めいたします。

ヤンマーホールディングス株式会社

代表取締役社長

山岡 健人

ヤンマー保険サービス株式会社

代表取締役社長

中山 順啓



インターネットによるお手続きのご案内

〈現役の役員・従業員の皆さま※〉

ヤンマー団体保険〈マイチョイス〉のお手続きが、会社だけでなく、ご自宅のパソコン・お手元のスマートフォンで一斉募集期間中はいつでも可能です。

画面の流れに沿って、シンプルで簡単にお手続きが可能です。

インターネットでお手続きいただいた場合は、加入申込票のご提出が「不要」になります。



※退職者の皆さまは例年どおり書面（加入申込票）でのお手続きとなります。



12 つくる責任
つかう責任



SDG s 取組の一環としてネット手続きシステムの導入を決定。
SDG s グローバルゴール「12. 消費と生産への責任」に取組みます。



ヤンマー団体保険<マイチョイス>は ご加入者の皆さまに 支えられている制度です!

◆この制度は、グループ全体のご加入者数や損害率（保険金支払）に応じて、割増引が決まる制度です。つまり、**グループ全体の保険金支払が減少し、ご加入者が増えると、割引率がアップする**可能性があります。

皆さまにご加入いただいている ヤンマー団体保険<マイチョイス>は、

傷害部分

約**36.3%**

疾病部分

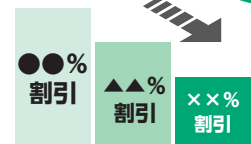
25%

の**割引※**が適用されています。

※傷害部分の保険料には団体割引25%、損害率による割引15%が適用されています。疾病部分の保険料には団体割引25%、損害率による割引0%が適用されています。前年度ご加入いただいた被保険者の人数や保険金支払状況等に従って割増引率が適用されます。

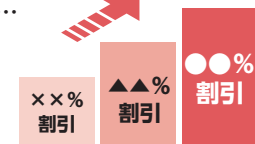
損害率による割増引は…

保険金支払が増えると…



ダウンする
可能性あり!

保険金支払が減り、
ご加入者が増えることで…



アップする
可能性あり!



ご注意ください

保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

加入資格者・被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲

加入資格者（お申込人となれる方）

◆お申込人となれる方はヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。

被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方

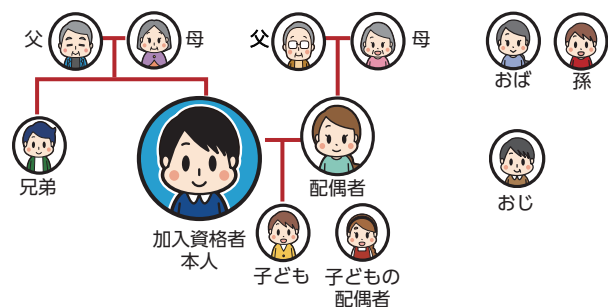
◆被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、**ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族**（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

(*)Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

＜補償の対象者本人となれる方の例＞

別居の方でも OK

加入資格者本人と同居の方なら OK



●加入資格者（お申込人となれる方）・被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲はプランにより異なる場合があります。詳細は各セットのページをご確認ください。

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。プランの検討に参考にしてください。

補償の一覧表											
区分		ケガのとき									
		死亡・後遺障害	入院	通院	手術	天災	熱中症・食中毒	先進医療・拡大治療・患者申出療養	入院	通院	
											
ケガのみの補償 (傷害保険) →P.8～P.9	さまざまな事故によるケガを補償	オプション ○	●	●	●	●	●				
	「交通事故」によるケガに絞って補償	オプション ○	●	●	●	●					
病気とケガの補償 (医療保険) →P.10	A1～A4 セット		●	●	●	●		●	●	● ※入院後の通院	
医療オプション →P.11～P.13	がん診断プラン										
	親孝行プラン										
共通オプション →P.14～P.15	日常生活賠償・受託物賠償責任										
	弁護士費用										
	携行品損害										
短期給与補償保険 →P.16		●									
ゴルファー向け保険 →P.17											

その他の取扱保険商品のご紹介

団体扱自動車保険



ヤンマー団体割引
28.0% 適用

2026年3月1日～2027年2月28日の間に保険開始日があるご契約に適用されます。

団体扱火災保険



火災保険
(建物・家財)

ヤンマー団体割引 10%適用
※取扱保険会社により異なります。



地震保険
(建物・家財)

基本火災保険金額の30%～50%で地震保険に加入できます。



皆さまの暮らしに確かな補償を！

病気のとき						身の回りのリスク					就業不能による所得補償	ゴルフ場でのケガなど
手術	疾病放射線治療	先進医療・拡大治療・患者申出療養	入院時一時金	CT・MRT検査一時金	がん診断	日常生活賠償	受託物賠償責任	弁護士費用	携行品損害	親介護一時金		
●	●	●	●	●								
					●							
										●		
						●	●					
								●				
									●			
											●	
												●

あなたとご家族のライフプランに必要な補償は不足していませんか？

長期給与補償プラン※ (GLTD)

病気やケガで働けなくなった場合の所得の減少やリスクに長期に備える保険です。



グループ生命保険※

死亡・後遺障害

死亡保障をヤンマー団体割引が適用されたお手頃な保険料でご加入いただけます。

福祉積立制度※

年金

貯金

在職中に積立てて、定年退職時に積立金をもとに、年金受取できる保険です。

詳細は、ヤンマー保険サービス株式会社までご相談ください。
※ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

加入時にはここをCheck 保険の選び方のポイント

選び方の
ポイントを
2つご紹介



Point 1 備えたい目的に合わせてプランを選ぶ

病気とケガの補償で
備えたい目的に合わせたプランを選びましょう

A4	A3	A2	A1
疾病/傷害入院保険金日額 15,000円	疾病/傷害入院保険金日額 10,000円	疾病/傷害入院保険金日額 5,000円	疾病/傷害入院保険金日額 3,000円
入院保険金日額に応じて備えられるものの例			
・医療費の自己負担分 ・食事代	・個室を利用したい ・差額ベッド代	・医療費の自己負担分 ・食事代	・医療費の自己負担分
入院保険金日額で備えられるものが変わってきます			

しっかり補償

必要最小限の補償

Point 2 生活のリスクを想定し、補償を選ぶ

保険選びから加入までで、いちばん大切なのは「人に任せないこと」。
あとで補償が足りないということにならないよう、じっくりと検討したうえで加入しましょう。

STEP 1

現在の生活のリスクを
考えましょう

保険を選ぶときは、今の生活にどんなリスクがあるのかをチェックしてみましょう。

重篤な病気を患ったら…
手術や入院費用が払えるのか？

自転車事故を起こし…
相手に重傷を負わせたら？

病気やケガ、親の介護など
突然の休業で…
収入が減ってしまった時の
生活はどうなるのか？

さまざまなリスクを
想定してみましょう。



STEP 2

パンフレットで
補償内容を確認しましょう

リスクが分かったら、そのリスクをカバーしてくれる保険について、パンフレットを自分できちんと読むことが大切です。

「保険料が安いから」などの理由で加入するのではなく、自分が望んでいる補償がきちんと備わっているか保険の内容をしっかり理解しましょう。

わからない点があれば、
ヤンマー保険サービス(株)
に相談しましょう。

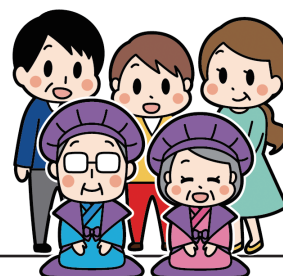


STEP 3

自分にピッタリの
保険を選びましょう

保険の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。

本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入する際にはじっくりと検討して、自分と家族に合った補償内容を選びましょう。



とある社員の例をご紹介します

保険はずっと気になっていて「とりあえず何かはいつておかなきゃ」と思っているものの、なかなか考える時間がありません。

何かおすすめはありますか？ (30才)



そんなあなたにおすすめの加入例は

基本	医療オプション	共通オプション	
病気とケガの補償 (⇒P.10)	がん診断プラン (⇒P.11)	携行品損害・ 日常生活賠償・ 受託物賠償 (⇒P.14)	
A2 1,770円	I (1口) 110円	OP2 260円	= 月払保険料 2,140円

保険金のお支払例

病気入院・手術・がん診断

がんと診断され14日間入院、入院中に1回手術を受けた場合

【**A2セット**および**Iセット**(1口) ご加入の場合】

- 疾病入院 5,000円×14日=70,000円
- 疾病手術 100,000円
- がん診断 500,000円

支払保険金 **670,000円**



賠償事故【共通オプションの日常生活賠償にご加入の場合】

過去に発生した賠償事故の例

- ・ 自転車に乗った少年と衝突した歩行中の女性が寝たきりに。



賠償額 約**9,500**万円
(神戸地裁2013年7月4日判決)

- ・ キャッチボール中、ボールが当たった他人が死亡。



賠償額 約**6,000**万円
(仙台地裁2015年2月17日判決)

- ・ ヤンマーグループで発生した実際の支払例
・ 風呂の水があふれ、マンションの階下の他人の部屋に損害を与えた。



賠償額 約**36**万円

MChoice ケガのみの補償(傷害保険)

●団体総合生活補償保険(MS&AD型)

さまざまな事故によるケガや、交通事故によるケガに備えるための保険です。また、日常生活における賠償リスクにそなえたオプションへの加入も可能です！（詳細は P.14～15 をご覧ください。）



国内外を問わず
補償されます。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
 - 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
 - 年齢条件：年齢による制限はありません。
- (*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

割引
約 **36.3%**
適用

さまざまな事故によるケガを補償

24時間
補償



お仕事中のケガ



海や山の事故によるケガ



スポーツによるケガ



食中毒補償特約



食中毒で入院
など

熱中症危険補償特約

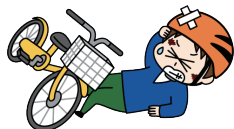


熱中症で入院
など

天災危険補償特約



地震にあい
ケガをした
など



自転車で転んでケガ



自動車にはなられてのケガ



駅構内(改札内)でのケガ

など

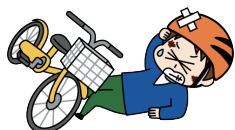
加入限度口数：1 口

セット名			X1	X2	X3	X4	X5
月払保険料			570円	740円	1,250円	1,750円	2,270円
保険金額	傷害入院保険金日額		3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
	傷害手術保険金	入院中	3万円	5万円	10万円	15万円	20万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円
	傷害通院保険金日額		1,800円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

- **X1・X2・X3・X4・X5** セットは天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、食中毒補償特約がセットされています。
- 日帰り入院・通院から支払われます。
 - ・入院は、事故の発生の日から 1,095 日以内の入院で 180 日がお支払いの限度
 - ・通院は、事故の発生の日から 180 日以内の通院で 90 日がお支払いの限度
- **X5** セットは 15 才未満の方はご加入できません。

● 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) [交通事故危険のみ補償特約付]

「交通事故」によるケガに絞って補償



自転車で転んでケガ



自動車にはねられてのケガ



駅構内(改札内)でのケガ など



天災危険補償特約



自転車搭乗中、
地震にあい
ケガをした
など

加入限度口数：1 □

セット名			J1	J2	J3	J4	J5
月払保険料			210円	250円	400円	550円	710円
保険金額	傷害入院保険金日額		3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
	傷害手術保険金	入院中	3万円	5万円	10万円	15万円	20万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円
	傷害通院保険金日額		1,800円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

- J1・J2・J3・J4・J5 セットは天災危険補償特約がセットされています。
- 日帰り入院・通院から支払われます。
 - ・入院は、事故の発生の日から 1,095 日以内の入院で 180 日がお支払いの限度
 - ・通院は、事故の発生の日から 180 日以内の通院で 90 日がお支払いの限度
- J5 セットは 15 才未満の方はご加入できません。



オプションで、
傷害死亡・
後遺障害保険金
追加できます！

- Q1 セットは天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、食中毒補償特約がセットされています。
- Q2 セットは天災危険補償特約、交通事故危険のみ補償特約がセットされています。
- Q1 セットは X1 ～ X5 にのみ、Q2 セットは J1 ～ J5 にのみにセット可能です。

加入限度口数：1 □

傷害死亡・後遺障害		
基本補償	交通事故を含むさまざまな事故によるケガを補償	交通事故のみ
セット名	Q1	Q2
月払保険料	290円	70円
傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	

※複数のセットにご加入される場合、傷害入院保険金日額は 30,000 円 (15 才未満は 15,000 円) 以下、傷害通院保険金日額は 20,000 円 (15 才未満は 10,000 円) 以下となるようご加入ください。詳細は、代理店・扱者までお問合せください。



病気とケガの補償(医療保険)

●団体総合生活補償保険(MS&AD型)

病気とケガの補償(医療保険)の
全セットに天災危険補償特約がセットされています



国内外を問わず補償されます。
(先進医療・拡大治験・患者申出療養、
CT・MRI検査一時金補償は国内のみ)



入院や手術・通院といったリスクに備えるための保険です。全てのプランで日帰り入院から補償され、放射線治療(病気のみ)や先進医療・拡大治験・患者申出療養への補償にも対応しています。簡単な健康に関する告知で加入できます。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
- 年齢条件：ご加入は、保険期間の開始(2026年11月1日)時点で生後15日～満79才までの方。(終身補償ではありません。)

(*) Web手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●補償内容(お支払いする保険金の額)

シンプルでわかりやすい補償内容

セット名		A1	A2	A3	A4
入院したら	疾病／傷害入院保険金日額 支払対象期間:1,095日 支払限度日数:180日	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円
所定の手術を受けたら (疾病／傷害手術保険金)	病気	入院中	6万円	10万円	20万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円
	ケガ	入院中	3万円	5万円	10万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円
病気で放射線治療 を受けたら ^(※1)	疾病放射線治療保険金	3万円	5万円	10万円	15万円
通院 ^(※2) したら	疾病／傷害通院保険金日額 【疾病通院】 支払対象期間:180日 支払限度日数:30日 【傷害通院】 支払対象期間:180日 支払限度日数:90日	1,800円	2,000円	3,000円	4,000円
先進医療・拡大治験・ 患者申出療養 ^(※3) を受けたら	先進医療・拡大治験・ 患者申出療養費用保険金額	1,000万円[実費払]			
病気で入院したら	疾病入院時一時金	入院1回につき 50,000円[一時金]			
CT・MRI検査を受けたら	CT・MRI検査一時金	20,000円[一時金]			

(※1)「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(※2) 疾病通院は、病気で入院し、退院後その病気の治療のため通院した場合のみ対象となります。

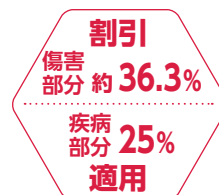
(※3)「先進医療」・「拡大治験」・「患者申出療養」については別冊をご覧ください。

●月払保険料

加入限度口数：1口

年 令	セット名	A1	A2	A3	A4
生後15日～4才		1,150円	1,510円	2,560円	3,580円
5～9才		1,040円	1,350円	2,270円	3,150円
10～14才		890円	1,120円	1,830円	2,510円
15～19才		900円	1,130円	1,860円	2,560円
20～24才		1,000円	1,300円	2,170円	3,030円
25～29才		1,140円	1,510円	2,580円	3,620円
30～34才		1,330円	1,770円	3,030円	4,260円
35～39才		1,340円	1,800円	3,090円	4,340円
40～44才		1,370円	1,830円	3,130円	4,390円
45～49才		1,510円	2,050円	3,560円	5,030円
50～54才		1,780円	2,460円	4,310円	6,130円
55～59才		2,210円	3,100円	5,500円	7,890円
60～64才		2,890円	4,140円	7,450円	10,730円
65～69才		4,070円	5,930円	10,770円	15,590円
70～74才		5,640円	8,310円	15,230円	22,130円
75～79才		8,300円	12,510円	23,370円	34,210円

年齢は保険期間の開始
(2026年11月1日)時点の満年齢にて
決定します。
なお、ご加入は満79才までとなります。



●年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合、ご継続時の満年齢による保険料に変更となります。年齢区分は5才刻みになります。



がん診断プラン

保険期間中にがんと診断確定されたときに、

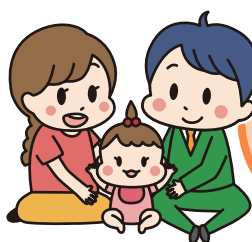
がん診断保険金額の全額を **一時金としてお支払い** します。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
- 年令条件：ご加入は、保険期間の開始(2026年11月1日)時点で生後15日～満79才までの方。
(*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

もしもに備えて

働き盛りの年代だから
向き合いたい

「働けなくなる」
というリスク



働けなくなったら
家族の
暮らしは...?

治療費のことも心配だけど…仕事は?

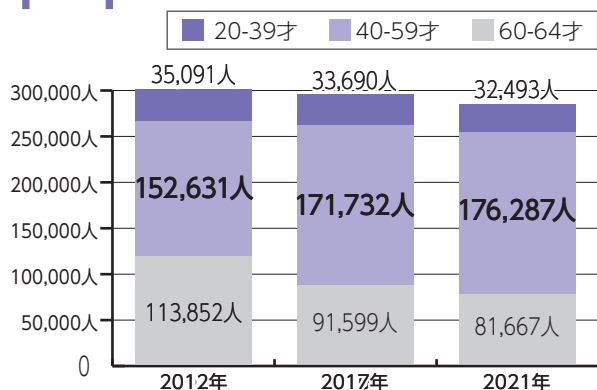
もし働けなくなったら
収入はどうなるのだろう?

家のローンや学費もあるし…どうしよう



働く世代のがん罹患数(推定)の推移

40～59才のがん罹患数は年々増加しています。



国立がん研究センターがん情報サービス

「がん統計」(全国がん登録)をもとに作成

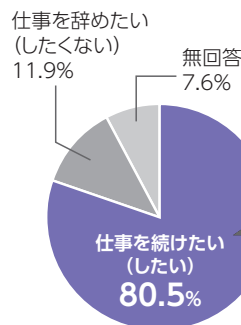
注：新たにがん(上皮内がんを含みます)と診断された罹患数で、2012年、2017年は推計値です。

働けなくなるリスクが注目されています



がん患者の就労の意向

がんになっても仕事を続けたいと答えた人が8割を超えています。



仕事を続けたい(したい)主な理由

- 家庭の生計を維持するため..... 72.5%
- 働くことが自身の生きがいであるため..... 57.4%
- がんの治療代を賄うため..... 44.5%

東京都保健医療局

「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年5月)から作成

●保険料と保険金額(1口あたり)

セット名	I			
がん診断保険金額	50万円			
月払保険料	生後15日～4才	10円	40～44才	280円
	5～9才	10円	45～49才	420円
	10～14才	10円	50～54才	520円
	15～19才	10円	55～59才	830円
	20～24才	20円	60～64才	1,610円
	25～29才	60円	65～69才	2,170円
	30～34才	110円	70～74才	2,780円
	35～39才	170円	75～79才	2,800円
加入限度口数	2口			

●年令は保険期間の開始(2026年11月1日)時点の満年令でご加入ください。

■がん診断プランのポイント

- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。



親孝行プラン

商品説明動画配信中!



親孝行プランは
病気とケガの補償(医療保険)の
オプションプランです。
(親孝行プランのみのご加入はできません。)

親御さまが 30 日を超えて要介護状態になられた場合に、100 万円（1 口あたり）を一時金でお支払いします。
万一の介護の初期費用に備えられます。
介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

超高齢社会到来!!

もし、親御さまに介護が必要になったら…どうしますか？

面倒を見ないといけないよなあ。
でも、日中は働いてるし、妻に負担を
掛けることになるのかあ？

歩けない場合、車いすも準備しないと。
入浴の手助けがいるだろうから、
お風呂も広くしないといけないなあ。

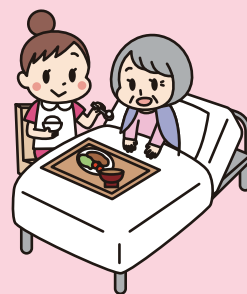
重い介護状態だと、有料老人ホームに入ってもら
うことも考えないと・・・
まとまった入居費用がかかるんだろうなあ。



ああ、お金がかかるなあ…
親御さまと一緒に暮らす夫

私の親は離れて暮らしているから、
なかなか面倒見れないわ。
親と同居の弟夫婦に頼り切りにな
ってしまいそう。

ただでさえ介護にはお金がかかるで
しょうし、弟夫婦の子どもたちも
たしか今年から大学よね。



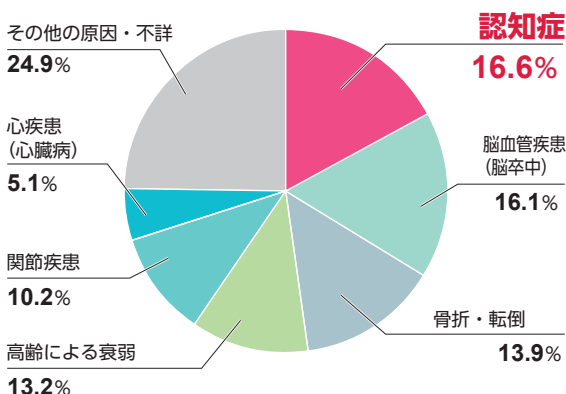
せめて経済的な援助をしたいわ…
親御さまと離れて暮らす妻



データで見る介護のリスク

介護が必要になった原因

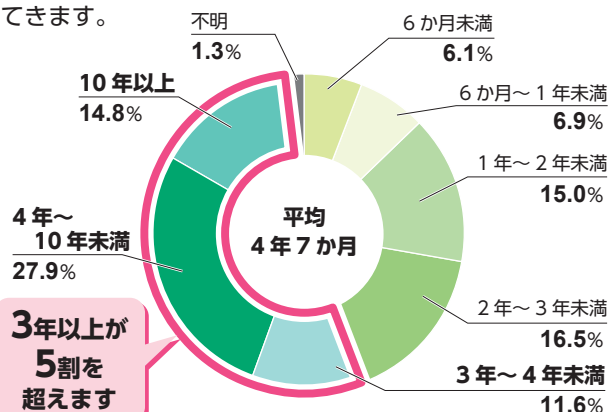
第1位は「認知症」です。脳血管疾患、関節疾患、骨折・転倒などで、介護が必要となるケースもあります。



厚生労働省「国民生活基礎調査」(2022 年) から作成

介護期間の割合

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。



公益財団法人 生命保険文化センター
「2024 (令和6) 年度生命保険に関する全国実態調査」から作成

介護にかかる費用

一時的にかかる費用
(介護用ベッドの購入など)

平均 **47** 万円

毎月かかる費用

平均 **9** 万円

たとえば…

一時費用 47 万円 + 月々の費用 9 万円 × 4 年 7 か月 = 合計 **542** 万円

公益財団法人 生命保険文化センター
「2024 (令和6) 年度生命保険に関する全国実態調査」から作成

要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

区分	要介護状態
①公的介護保険制度の第1号被保険者 (65才以上)	要介護認定の効力が生じた状態*
②公的介護保険制度の第2号被保険者 (40才以上65才未満)	要介護認定の効力が生じた状態* ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16 疾病)に該当しない場合は、約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外 (40才未満)	約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

※上記①②について、3Kセットは要介護3以上の効力、2Kセットは要介護2以上の効力が生じた状態をいいます。

●要介護度別の状態の目安

	要支援1	日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。
	要支援2	日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。
	要介護1	この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、 要支援2と認定される。
	要介護2	軽度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。 物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。
	要介護3	中等度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、 介助を必要とする。認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある。
	要介護4	重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。 座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。 全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる。
	要介護5	最重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する 能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

※行動・心理症状とは、暴言・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。
出典：公益財団法人 生命保険文化センター HP 「ひと目でわかる生活設計情報」(2026年5月現在)をもとに引受保険会社にて作成

●保険料と保険金額(1口あたり)

セット名	3K	2K
要介護状態	要介護3～5の状態など約款所定の状態	要介護2～5の状態など約款所定の状態
親介護一時金額	100万円	100万円
親御さまの年齢別 月払保険料 (親御さま1名あたり)	45～49才	10円
	50～54才	30円
	55～59才	70円
	60～64才	140円
	65～69才	330円
	70～74才	720円
	75～79才	1,580円
	80～84才	4,040円
加入限度口数	5口	5口

●年齢は保険期間の開始(2026年11月1日)時点の満年齢で加入ください。
●親御さまが満20才以上満44才以下の場合もご加入いただけます。保険料についてはヤンマー保険サービス株式会社までお問い合わせください。

■親孝行プランのポイント

ヤンマーグループの役員、従業員、退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)を被保険者として、その親御さま(姻族の方を含みます。)2名までを特約被保険者としてご加入いただけます。

POINT 1 親御さま(同居・別居を問いません。)の
要介護状態が30日を超えた場合、

親介護一時金額 **500万円**を
お支払いします。(5口加入の場合)

POINT 2 親御さまは、満**84才**まで、
このプランのみにご加入いただくことができます。

健康状況に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。
(加入申込票のご提出でお申込みの場合、基本セットの被保険者
ご本人に代理でご署名いただけます。)

基本セット ケガのみの補償 または 病気とケガの補償 にプラスして、

option

日常生活賠償

日常生活において、法律上の損害賠償責任に備えることができます。

示談交渉サービス付き (日本国内のみ)

自転車運転中、
通行人にケガをさせた

風呂の水をあふれさせ、
階下の他人の部屋に
損害をあたえた

商品説明動画配信中!

過って線路に立ち入り電車を止めてしまい、
法律上の損害賠償責任を負った(日本国内のみ)
など

+

受託物賠償責任

日本国内でレンタルしたものなどを過って壊してしまったときなどに備えることができます。

友人に借りたカメラを
過って壊してしまった
など

option

携行品損害

外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど

ゴルフクラブを
誤って
破損させた

路上で
ハンドバックを
ひったくられた

など

option

弁護士費用

ご自身やご家族が保険期間中の偶然な事故により、被害者になった場合の弁護士費用等や法律相談費用を補償します。
(日本国内のみ)

どうしよう・・・
一方的に追突された。
でも相手が治療費の交渉に
応じてくれない・・・

弁護士に相談することにした

歩行中、自転車に衝突されてケガをし、
その被害について法律上の損害賠償請
求を行い、相手の方との交渉が必要に
なった
など

●保険料と保険金額

保険金額		
携行品損害保険金額	30万円 (保険期間を通じた限度額*)	(免責金額: 1事故につき3,000円)
日常生活賠償保険金額	3億円 (1事故あたりの限度額)	
受託物賠償責任保険金額	30万円 (保険期間を通じた限度額)	(免責金額: 1事故につき5,000円)
弁護士費用等保険金額	300万円 (1事故1被保険者ごとの限度額)	(法律相談費用保険金は10万円限度)

※損害の額は1個、1組、1対のものについて10万円限度、一部5万円限度のものもあります。詳細は別冊をご覧ください。

①ケガのみの補償(傷害保険)に追加セットする場合(P.8~P.9)

加入限度口数:1口

補償の追加パターン	セット名	月払保険料
携行品損害のみ追加	K5	130円
携行品損害・日常生活賠償・受託物賠償責任のみ追加	OP1	260円
携行品損害・弁護士費用のみ追加	L1	320円
携行品損害・日常生活賠償・受託物賠償責任・弁護士費用 全て追加	OL1	450円

②病気とケガの補償(医療保険)に追加セットする場合(P.10)

加入限度口数:1口

補償の追加パターン	セット名	月払保険料
携行品損害のみ追加	K6	130円
携行品損害・日常生活賠償・受託物賠償責任のみ追加	OP2	260円
携行品損害・弁護士費用のみ追加	L2	320円
携行品損害・日常生活賠償・受託物賠償責任・弁護士費用 全て追加	OL2	450円

ご加入いただけます！〔ご注意〕オプションのみのご加入はできません。

日常生活賠償・受託物賠償責任の被保険者（補償の対象者）の範囲について*

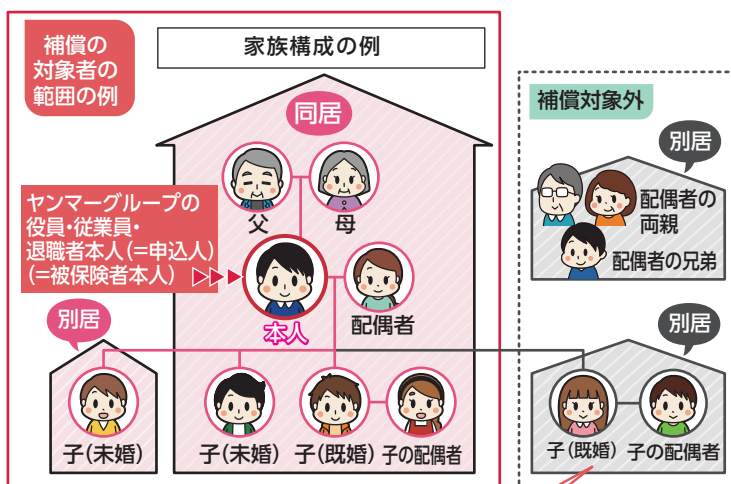
web 手続き画面、もしくは加入申込票の**被保険者欄記載の方（ご本人）に加え**、保険金支払事由発生時において**次の続柄の方が被保険者**となります。

- (a) 本人の配偶者
- (b) 同居の親族（本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）
- (c) 別居の未婚の子（注1）（本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子）
- (d) 本人および (a) から (c) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

*その他の各オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲は別冊をご参照ください。



お子さまが既婚の場合、同居であれば補償の対象に、別居は対象外になります。

●オプションの＜日常生活賠償＞＜受託物賠償責任＞＜弁護士費用＞＜携行品損害＞をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

組合せ次第で、あなたとご家族に最適なプランが選べます。

おすすめ MyChoice 自転車プラン

自転車での万が一のケガや損害賠償責任に備えて

自転車通勤・通学時などのリスクに備えられます。



保険料一例

月払 **470円**

保険料内訳

- 基本セット（J1セット）：210円
- オプション 携行品損害・日常生活賠償・受託物賠償責任（OP1セット）：260円

ご存知ですか？

各自治体の条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が求められています！

条例義務化
都道府県

秋田県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、石川県、広島県、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、栃木県、千葉県、新潟県、岐阜県、福井県、岡山県、山口県

（国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」をもとに作成 令和6年4月1日現在）

短期給与補償保険



●所得補償 (MS&AD型) 特約付団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

「突然の事故や病気で就業できなくなり、収入が減少した」場合に備えるための保険です。

●お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

●被保険者(補償の対象者)本人 (*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

(*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

たとえば、こんなときにお役にたちます！



交通事故でケガをして、
働けなくなった



病気で入院して
働けなくなった

など

ケガや病気により働けなくなったときの**収入ダウンをカバー**します！

●保険料と保険金額

※ D、S はセットで加入

セット名	D	セット名	S
月払保険料 (全年令共通)	20円	18～19才	40円
		20～24才	60円
		25～29才	70円
		30～34才	80円
		35～39才	90円
		40～44才	120円
		45～49才	140円
		50～54才	160円
		55～59才	170円
		60～64才	170円
傷害死亡・後遺障害 保険金額	20万円	所得補償保険金額 (月額)	1万円
加入限度口数	1口	加入限度口数	50口

割引
傷害
部分 約 **36.3%**
疾病
部分 **25%**
適用

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

- 年令は保険期間の開始時点(2026年11月1日時点)での満年令でご加入ください。
- 年令の進行により年令区分が変わる場合、ご継続時の年令の保険料に変更となります。
- 短期給与補償保険(所得補償)で被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、現在お働きになっている方で、保険期間の開始時点で満18才以上満69才以下かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 満65才以上の保険料は、代理店・扱者までお問い合わせください。

■てん補期間：1年間

■免責期間：4日

就業不能期間1か月につき、ご加入の所得補償保険金額(月額)全額をお支払いします。ただし、1か月未満の端日数については、1か月を30日として計算した日割計算によって保険金をお支払いします。

★就業不能期間とは、免責期間(4日)終了日の翌日から起算して、てん補期間内(1年間)の就業不能日数をいいます。診断書に記載の期間を基準とします。

「短期給与補償保険金額(所得補償保険金額)」の設定について

「短期給与補償保険金額(所得補償保険金額)」の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●被保険者の方が亡くなられた後、またはケガや病気が治癒した後は保険金は支払われません。

●保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

ゴルファー向け保険

ゴルファー向け保険なんて、
必要ないと
思っていませんか？



●団体総合生活補償保険

ゴルフ中に過って他人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合や、ご自身のケガを補償します。ホールインワン・アルバトロスを達成された場合の費用やゴルフクラブの破損等も補償されます。

●お申込人となる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限りです。

●被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。

(*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。



国内外を問わず補償されます。

ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ

レジャーにも、しっかりと補償を!

たとえば、こんなときにお役にたちます！

ゴルファー賠償責任



ゴルフプレー中に他人に
損害を与え、法律上の
損害賠償責任を負った

ケガ



ゴルフ場やゴルフ練習場
でゴルファーご自身が
ケガをした

ゴルフ用品



ゴルフ場やゴルフ練習場
でゴルフクラブを折った

ホールインワン・
アルバトロス費用



ラウンド中に
ホールインワンを
達成し、祝賀会を
開催した

●保険料と保険金額 ※免責金額はありません。

セット名			6A	7A
月払保険料			570円	1,050円
保険金額	ゴルファー賠償責任保険金額		1億円	1億円
	ゴルファー 傷害補償	傷害死亡・ 後遺障害保険金額	400万円	800万円
		傷害入院保険金日額	4,000円	8,000円
		傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5倍	
		傷害通院保険金日額	1,250円	2,300円
	ゴルフ用品保険金額		20万円	30万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額		50万円	100万円

割引
約 36.3%
適用

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

示談交渉サービス付き
(日本国内のみ)

注意事項

【ゴルフ用品*補償】

ゴルフ用品補償に関しては、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額(時価額)または修理費いずれか低い方が限度となります。

※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。詳細は、別冊をご覧ください。

【ホールインワン・アルバトロス費用補償】

▲原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません！

(ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。)

詳細は別冊をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

事故発生時の 注意点

保険金を請求するときは、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。お手続きについてご案内いたします。保険金請求に必要な書類の例

○保険金請求書 ○領収書 ○委任状 ○事故内容報告書 ○診断書(賠償責任補償、傷害補償の場合のみ)

○示談書(賠償責任補償の場合のみ) ○事故証明書(傷害補償、用品補償の場合のみ)

○ホールインワン・アルバトロス証明書(ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合のみ)等

※詳細は別冊の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

Q1	医療保険は、0才でも加入できますか？
A1	ご加入は保険期間の開始(2026年11月1日)時点で生後15日から満79才までの方が引受対象となります。
Q2	親孝行プランは1口あたりのセットの親介護一時金額が100万円となっていますが、親1名あたり何口まで加入できますか？
A2	親孝行プランは医療保険のオプションです。親孝行プランには基本セットの被保険者ご本人のご両親(姻族を含む)2名までを限度とし、1名につき5口まで加入できます。
Q3	傷害保険、医療保険は国外でも対象ですか？
A3	傷害保険は国外も対象、医療保険は先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金およびCT・MRI検査一時金以外、国外も対象となります。
Q4	医療保険では精神障害は対象になりますか？
A4	特定精神障害(平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害)については疾病保険金の補償の対象となります。 《対象の精神病》うつ病、持続性気分障害など 《対象外の精神病》アルコール依存、薬物依存など
Q5	被保険者(補償の対象者)本人となれる家族の範囲はどこまでですか？
A5	対象範囲はヤンマーグループ^{※1}の役員・従業員・退職者ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族です。 子ども、両親、兄弟姉妹については「血族・姻族^{※2}」「既婚・未婚」「同居・別居」は問いません。 ただし、給与補償保険は、役員・従業員ご本人のみ加入可能です。 ※1 ヤンマーグループとは、ヤンマーホールディングス株式会社およびそのグループ会社をいいます。 ※2 「血族」には、生物学的な血縁のある者(自然血族)と、法定血族があります。後者は、養子縁組による子がこれにあたります。「姻族」とは、婚姻によって生ずる続柄の関係をいい、配偶者の兄弟姉妹や子の配偶者がこれにあたります。
Q6	疾病の通院は入院しない場合でも対象になりますか？
A6	疾病の通院は「疾病入院後の通院のみ」が対象となります。疾病入院保険金をお支払いする入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のために、通院された場合にお支払いの対象となります。
Q7	検査入院は保険金の支払い対象になりますか？
A7	医師の指示のもと、治療を目的とした疾病入院のみが対象となります。 (人間ドック・健康診断は対象外)

Q8	保険金の請求期限はありますか？
A8	保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約に定めがあります。
Q9	OB で、病気とケガの補償（医療保険）に加入していますが、終身型の医療保険に切替を検討中です。退職後でも有利な制度はありますか？
A9	2018年度よりMy Choice病気とケガの補償（医療保険）の加入者の方が、退職後に終身型の医療保険に『簡単な告知のみ』で移行できる制度があります。 ただし、移行前に契約の被保険者であった期間が2年以上あり、かつ過去2年間、入院・手術・放射線治療に関する保険金のお支払いがないことが必要です。（ご請求中の事案を含む）詳細は引受保険会社またはヤンマー保険サービス株式会社までお問合わせください。 ※現役社員の医療保険の移行制度はありませんが、終身型をご希望の場合は別途ご相談ください。
Q10	携行品損害で補償されないものは何ですか？
A10	船舶、自動車、自転車、サーフボード、ウインドサーフィン、義歯、義肢、動物および植物、株券、有価証券、切手、クレジットカード、プリペイドカード、携帯電話、パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、漁具などとなります。 （詳しくは、別冊「保険の概要、重要事項のご説明」をご参照ください。
Q11	医療保険オプションのがん診断プランで「がんと診断確定されたとき」とは悪性新生物のみ対象ですか？
A11	がん診断プランでは上皮内新生物も対象となります。
Q12	長期給与補償に加入したいのですが、取扱っていないのでしょうか？
A12	2026年10月1日保険始期の制度にご加入いただけますので、ヤンマー保険サービス株式会社までお問合わせください。
Q13	補償内容が拡大された先進医療・拡大治験・患者申出療養では、どのような治療が対象となりますか？
A13	厚生労働省のHPで対象となる治療と実施している医療機関が掲載されていますのでご確認ください。 <先進医療を実施している医療機関> https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html <患者申出療養を実施している医療機関> https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kanja/kan02.html

お申込方法

保険期間（補償期間）

2026年11月1日午後4時～2027年11月1日午後4時（1年間）
（中途加入の方の補償期間は申込締切日の属する月の翌月1日～2027年11月1日午後4時）

保険料の払込方法

補償開始日の翌々月から毎月給与控除

*退職者の皆さまは口座振替になります。

<自動継続の取扱いについて>

前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡やインターネットでのお手続き（加入申込票のご提出）がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

更新

毎年 **11月1日**

社員の皆さま

「ヤンマー団体保険 My Choice インターネットご利用ガイド」をご覧ください。

退職者の皆さま

- 2025年11月1日以降に退職の皆さま
ご案内封筒に同封の **返信用封筒にて**、お返しく下さい。
- 2025年10月31日以前に退職の皆さま
ご契約の内容を変更される場合のみ、ご案内封筒に同封の **返信用封筒にて**、お返しく下さい。

加入申込票のご提出先

ヤンマー保険サービス株式会社まで

*保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<紙面でパンフレットをご覧の方へ>

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDF ファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDF ファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDF ファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご連絡・お問い合わせ

【代理店・扱者】

ヤンマー保険サービス株式会社

大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F



ヤンマー保険サービス
株式会社HP

TEL : 06-6376-6275

【滋賀支店】 TEL : 0749-65-3101

【東京支店】 TEL : 03-6262-7331

【福岡支店】 TEL : 092-303-9104

FAX : 06-6376-0687

MAIL : support_yhs@yanmar.com

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社



保険金または給付金をご請求される場合

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター

事故は いち早く

0120-258-189

（無料）



もしくは、右記二次元コード遷移先の「インターネット事故受付サービス」までご連絡ください。

<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

